

一般社団法人全国ペット協会代議員選挙規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、定款第 6 条第 3 項の規定に基づき、代議員等の選挙等について定めるものとする。

(選挙権)

第 2 条 定款第 6 条第 1 項の規定による正会員で、かつ選挙の日において、入会后 60 日を経過した者は選挙権を有する。

(被選挙権)

第 3 条 定款第 6 条第 1 項の規定による正会員で、かつ選挙の日において、入会后 60 日を経過した者は被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、このかぎりでない。

(代議員等の選挙)

第 4 条 代議員等の選挙は、別表 1 に定める選挙区とし、原則として文書もしくは電磁的手法によりその選挙区ごとに投票するものとする。

(代議員の定員)

第 5 条 前条の代議員等の選出数は、定款第 6 条第 2 項に規定により別表 1 に定める数とする。

(選挙事務の管理)

第 6 条 代議員等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

- 2 各選挙区における選挙事務は、当該選挙区の選挙長に管理させることができる。
- 3 前項による場合は、選挙管理委員会を当該選挙区の選挙長と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項による場合、当該選挙区の選挙長は適時に選挙管理委員会に報告などを書面で行う義務を負う。

(選挙公示)

第 7 条 会長は、代議員等の選挙期日とその期日の 15 日前までに公示しなければならない。

2 前項の公示には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 選挙期日
- (2) 投票場所
- (3) 立候補届の期間
- (4) その他必要な事項

- 3 選挙管理委員会が第6条第2項により選挙長に管理させる場合、選挙長は、当該選挙区の投票方法等の必要事項を定め、あらかじめ選挙管理委員会に届けなければならない。
- 4 天災その他のやむを得ない事故のため、選挙を行うことができないときは、選挙管理委員会の議を経て選挙期日を変更することができる。

(代議員選挙後会員数異動の場合)

第8条 代議員選挙後会員数の異動に伴い、選出する代議員の数に異動を生じたときは、次の改選期において定款第6条第2項の規定によりその数を変更する。

(代議員等の補欠選挙)

第9条 代議員等に欠員を生じたときは、当該選挙区において補欠選挙を行うことができる。

- 2 補欠選挙の方法は、代議員等の選挙の定めを準用する。

(選挙人名簿)

第10条 選挙人名簿は、当該選挙日より60日前現在の本会会員名簿を用いるものとする。

(選挙人名簿の閲覧)

第11条 選挙人名簿は、選挙公示の日から、本会の指定する場所において閲覧することができる。

- 2 前項の名簿に脱漏又は誤記があるときは、選挙管理委員会に異議又は訂正を申し出ることができる。
- 3 選挙管理委員会は、前項の申し出が正当と認めるときは、選挙人名簿の訂正を行わなければならない。

(立候補の届出)

第12条 代議員等の選挙の候補者となろうとする者は、様式1に定める文書をもって、住所、氏名、履歴書を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(立候補の辞退)

第13条 前条の届出後立候補を辞退しようとするときは、選挙期日の12日前までに文書をもって選挙管理委員会に届け出なければならない。

(届出書受理告知)

第14条 第12条及び第13条に規定する届け出を受けた選挙管理委員会は、すみやかにこれを当該選挙区選挙人に告知しなければならない。

(代議員等の当選)

第15条 代議員等の選挙は、単記無記名投票により行う。

- 2 有効投票中、高点者より順次投票順に当選者とする。有効投票数が同数であるときは、

くじ引きにより当選者を決定する。

- 3 代議員等の選挙において、候補者が定数を超えない場合には、投票によらず、当選したものとみなす。

(選挙運動)

第 16 条 候補者及び選挙人は、自由な投票を妨げる等、選挙の公正を害し又は疑わせる選挙運動をしてはならない。

- 2 選挙運動は、立候補期間が満了した時点より始まり当該選挙の前日までとし、選挙期日当日は何人も選挙運動もしくは選挙運動と見なされる行為をしてはならない。
- 3 選挙運動を目的に戸別訪問や金品の授受をしてはならない。

(不在者投票)

第 17 条 選挙人が、やむをえない事由により投票日に投票を行うことができないときは、不在者投票を行うことができる。

- 2 不在者投票を行おうとする者は、所定の書式をもって選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 3 不在者投票の方法・期日及び場所については、選挙管理委員会がそれぞれ定め、選挙人に告知する。

(無効投票)

第 18 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 一投票中に、二名以上の候補者氏名を記載したもの。
- (3) 他事を記載したもの。
- (4) 何人を記載したかを確認し難いもの。
- (5) 前各号のほか、選挙管理委員会が無効と判断したもの。

(開票)

第 19 条 開票は、原則として投票の当日、選挙管理委員会が行うものとする。

(投票立会人及び開票立会人)

第 20 条 選挙管理委員会が必要を認めた場合、投票立会人及び開票立会人をおくことができる。

- 2 投票立会人及び開票立会人の数その他必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

(選挙録)

第 21 条 選挙管理委員会は、選挙終了後選挙録を作成し、委員による署名捺印の上、保管する。

(当選者の決定)

第 22 条 選挙管理委員会は、結果報告とともに選挙録並びに投票を点検し、当選者を確認決定するものとする。

(当選者の通知)

第 23 条 選挙管理委員会は、選挙の結果を会長に報告するとともに、当選者氏名をすみやかに会員に通知するものとする。

(異議の申立)

第 24 条 選挙又は当選効力に異議あるときは、第 23 条第 2 項の通知を受けた日より 10 日以内に選挙区の選挙人 5 名以上の賛成を経て、選挙管理委員会に文書をもって異議の申立てを行うことができる。

2 選挙管理委員会は、前項の異議申立てを受けた日より 1 ヶ月以内に委員会を開き、これを裁決してその結果を申立人に通知するものとする。

3 前項の裁決に対する異議申し立ては、受け付けない。

第 25 条 選挙管理委員会は、前条の異議申立てに正当な理由があると認めるときは、改めて選挙を行うことができる。

(規則の改廃手続)

第 26 条 この規則は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附 則

1. この規則は、令和 6 年 7 月 19 日の定款改正後の最初の理事会終了後から施行する。

別表 1

選挙区	都道府県	選挙区	都道府県
北海道・東北選挙区	北海道	近畿選挙区	滋賀県
	青森県		京都府
	岩手県		大阪府
	宮城県		兵庫県
	秋田県		奈良県
	山形県		和歌山県
	福島県		鳥取県
関東選挙区	茨城県	中四国選挙区	島根県
	栃木県		岡山県
	群馬県		広島県
	埼玉県		山口県
	千葉県		徳島県
	東京都		香川県
	神奈川県		愛媛県
	山梨県		高知県
北信越選挙区	新潟県	九州選挙区	福岡県
	富山県		佐賀県
	石川県		長崎県
	福井県		熊本県
	長野県		大分県
東海選挙区	岐阜県		宮崎県
	静岡県		鹿児島県
	愛知県		沖縄県
	三重県		